

22独評第48号
平成22年8月31日

独立行政法人農業環境技術研究所
理事長 佐藤 洋平 殿

農林水産省独立行政法人評価委員会
委員長 松本



独立行政法人農業環境技術研究所の平成21事業年度における業務
実績の評価結果について

このことについて、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第32条
第3項の規定に基づき、別添のとおり業務実績の評価結果を通知する。

独立行政法人農業環境技術研究所の
平成21年度に係る業務の実績に関する評価結果

農林水産省独立行政法人評価委員会

農業技術分科会

業務実績の総合評価

総合評価：A

【評価に至った理由】

「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」、法人の主要な業務である研究開発を含む「第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」、「第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画」及び「第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等」の総てについて中期計画に対して業務が順調に進捗したと判断し、Aと評価した。

【総合所見】

独立行政法人農業環境技術研究所は、農業と環境に関する問題解決のため、農業に関わる地球環境、化学環境、生物環境についての基礎的研究を、業務運営全般の効率化を進めつつ行うことが求められている。このような観点から、平成21年度の業務の実績について調査・分析し、評価した結果は以下のとおりである。

主要な業務である研究開発については、カドミウム汚染土壌のファイトレメディエーション技術が開発され、全国規模での現地実証に移行したことは、現場ニーズに応える成果として高く評価できる。茶生産と茶草場が生物多様性維持に果たしている役割が解明されたこと、高いアレロパシー活性を有するシス-ケイ皮酸の類縁化合物を発見したこと、生分解性プラスチック分解微生物の実用化に向けた研究が特許出願につながったことも評価できる。また、世界の水田からのメタン発生量が間断灌漑と稲わら管理の改善により、それぞれ410万トン削減可能なことを示すなど、総合的な温暖化緩和策の定量的評価に関しても、順調に研究が進捗している。

管理・運営については、独法化後の研究成果とその普及・利用状況を体系的に整理し、研究の流れや各種の数値指標の推移を把握したことは評価できる。研究資源の充実・高度化に関しては、開放系大気CO₂増加（FACE）実験施設等、農作物や土壌に対する環境影響評価・予測研究の中核拠点を整備したことは評価できる。海外機関等との連携に関しては、MARCOの大規模なシンポジウムを開催し、国際的な研究者のネットワーク構築を進めている。専門研究分野を活かしたその他の社会貢献に関しては、国会の要請に基づく衆議院環境委員会への資料提供、農林水産省地球温暖化対策本部の「農林水産分野における温室

効果ガス排出削減・吸収効果等についての試算」への貢献等の取組は評価できる。20年度に問題が指摘された化学物質の管理に関しては、薬品管理のオンラインシステムの導入、使用予定のない薬品の廃棄を進めるなど改善が図られた。

評 価 項 目 (大項目)	評価
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	A
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	A
第3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	A
第4 短期借入金の限度額	-
第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	-
第6 剰余金の使途	-
第7 その他農林水産省省令で定める業務運営に関する事項等	A

評価単位ごとの評価シート（総括表）

評 価 項 目（評価単位）		評価
第 1	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	A
	1 - 1 評価・点検の実施と反映	A
	1 - 2 研究資源の効率的利用及び充実・高度化	A
	1 - 3 研究支援部門の効率化及び充実・高度化	A
	1 - 4 産学官連携、協力の促進・強化	A
	1 - 5 海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化	A
第 2	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	A
	2 - 1 試験及び研究並びに調査	別紙
	2 - 2 研究成果の公表、普及の促進	A
	2 - 3 専門分野を活かしたその他の社会貢献	A
第 3	予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	A
第 4	短期借入金の限度額	-
第 5	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	-
第 6	剰余金の使途	-
第 7	その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等	A
	7 - 1 施設及び設備に関する計画	A
	7 - 2 人事に関する計画	A
	7 - 3 情報の公開と保護	A
	7 - 4 環境対策・安全管理の推進	A

評価単位ごとの評価シート（別紙：研究部分）

評 価 項 目（評価単位）	評価
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	前述
2 - 1 試験及び研究並びに調査	A
A 農業環境のリスクの評価及び管理技術の開発	-
1) 農業生態系における有害化学物質のリスク管理技術の開発	S
2) 農業生態系における外来生物及び遺伝子組換え生物のリスク管理技術の開発	A
B 自然循環機能の発揮に向けた農業生態系の構造・機能の解明と管理技術の開発	-
1) 農業生態系の構造・機能の解明と評価	A
2) 農業生態系の変動メカニズムの解明と対策技術の開発	A
C 農業生態系の機能の解明を支える基盤的研究	-
1) 農業に関わる環境の長期モニタリング	A
2) 環境資源の収集・保存・情報化と活用	A

平成21年度 農業環境技術研究所 評価結果

独立行政法人 農業環境技術研究所

区 分	ウエイト*	ランク	評価結果
総合評価	1.00	A	<p>評価に至った理由 「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置」、法人の主要な業務である研究開発を含む「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置」、「予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画」及び「その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等」の総てについて中期計画に対して業務が順調に進捗したと判断し、Aと評価した。</p> <p>総合所見 独立行政法人農業環境技術研究所は、農業と環境に関する問題解決のため、農業に関わる地球環境、化学環境、生物環境についての基礎的研究を、業務運営全般の効率化を進めつつ行うことが求められている。このような観点から、平成21年度の業務の実績について調査・分析し、評価した結果は以下のとおりである。</p> <p>主要な業務である研究開発については、カドミウム汚染土壌のファイトレメディエーション技術が開発され、全国規模での現地実証に移行したことは、現場ニーズに応える成果として高く評価できる。茶生産と茶草場が生物多様性維持に果たしている役割が解明されたこと、高いアレロパシー活性を有するシス-ケイ皮酸の類縁化合物を発見したこと、生分解性プラスチック分解微生物の実用化に向けた研究が特許出願につながったことも評価できる。また、世界の水田からのメタン発生量が間断灌漑と稲わら管理の改善により、それぞれ410万トン削減可能なことを示すなど、総合的な温暖化緩和策の定量的評価に関しても、順調に研究が進捗している。</p> <p>管理・運営については、独法化後の研究成果とその普及・利用状況を体系的に整理し、研究の流れや各種の数値指標の推移を把握したことは評価できる。研究資源の充実・高度化に関しては、開放系大気CO2増加(FACE)実験施設等、農作物や土壌に対する環境影響評価・予測研究の中核拠点を整備したことは評価できる。海外機関等との連携に関しては、MARCOの大規模なシンポジウムを開催し、国際的な研究者のネットワーク構築を進めている。専門研究分野を活かしたその他の社会貢献に関しては、国会の要請に基づく衆議院環境委員会への資料提供、農林水産省地球温暖化対策本部の「農林水産分野における温室効果ガス排出削減・吸収効果等についての試算」への貢献等の取組は評価できる。20年度に問題が指摘された化学物質の管理に関しては、薬品管理のオンラインシステムの導入、使用予定のない薬品の廃棄を進めるなど改善が図られた。</p>
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置	0.10	A	<p>評価・点検に関しては、独法化後の研究成果とその普及・利用状況を体系的に整理し、研究の流れや各種の数値指標の推移を把握したことは評価できる。研究職員の業績評価の処遇への反映も進展した。研究資源の充実・高度化に関しては、開放系大気CO2増加(FACE)実験施設等、農作物や土壌に対する環境影響評価・予測研究の中核拠点を整備したことは評価できる。研究支援部門の効率化に関しては、外部委託や契約職員の活用により、人件費削減目標に沿いつつ、科学コミュニケーションや国際会議への対応など新たな業務を進めている。産学官連携に関しては、特許の新規許諾等の成果が見え始めているが、関係機関との連携強化に伴い、適切な研究成果管理の仕組みの整備を期待する。海外機関等との連携に関しては、MARCOの大規模なシンポジウムを開催し、国際的な研究者のネットワーク構築を進めている。</p>
1-1 評価・点検の実施と反映	1/5 (0.020)	A	<p>自己評価については、これまでの取組に加え、独法化後の研究成果とその普及・利用状況を中期計画期間全体について体系的に整理し、これまでの研究の流れや各種の数値指標の推移を把握したことは評価できる。研究評価を国際水準で行うため、次期における国際的ベンチマークの導入にむけた取組を期待する。平成20年度に実施した研究課題の重点化点検や実績評価結果を、年度当初のRPの再編と交付金配分に反映させたことは評価できる。研究職員の業績評価の処遇への反映が進展したことは評価できる。中期計画期間内に、一般職員を対象とした評価制度の導入が着実に実施されることを期待する。</p>

1 - 2 研究資源の効率的利用及び充実・高度化	1/5 (0.020)	A	運営費交付金の重点配分により、研究課題重点化点検の結果に沿ったポストドクの雇用や国際会議の開催など、効率的な研究推進が図られたことは評価できる。外部資金に関しては、年間応募スケジュールの周知や研究費獲得に対するインセンティブ付与により、対前年で増加している。開放系大気CO2増加(FACE)実験施設など、農作物や土壌に対する環境影響評価・予測研究の中核となる拠点を整備したことは評価できる。人材育成に関しては、MARCOシンポジウムを開催し、多くの中堅・若手人材に国際会議の経験を積ませるとともに、研究者の自発的なキャリアアップの促進を図り、若手研究者が著名な表彰を受けたことは評価できる。こうした人材育成の取組の成果を検証し、次期に向け引き続き、的確な人材育成を推進することを期待する。
1 - 3 研究支援部門の効率化及び充実・高度化	1/5 (0.020)	A	外部委託や契約職員の活用により、人件費削減目標に対応しつつ、科学コミュニケーションや国際会議への対応など新たな業務に対応していることは評価できる。使用頻度の高い試薬購入の契約事務の見直しにより試薬保有数量の増大抑制が図られるなど、管理事務業務の効率化も図られている。1者応札・1者応募についての改善方針が検討されたが、その対応を着実に進めることを期待する。所内グループウェアの活用を全契約職員にまで拡大し、情報共有を促進していることは評価できる。
1 - 4 産学官連携、協力の促進・強化	1/5 (0.020)	A	共同研究については、特許の新規許諾等の成果が見え始めており評価できるが、関係機関との連携強化に伴い、研究成果管理の重要性が増しており、適切な仕組みの整備を期待する。行政部局との連携強化により、地球温暖化対策、重金属やPOPsのリスク管理等の専門知識が活用されていることは評価できる。引き続き、他独法、都道府県、民間とも連携を進め、課題解決や研究レベルの向上を進めることを期待する。
1 - 5 海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化	1/5 (0.020)	A	モンsoonアジア農業環境研究コンソーシアム(MARCO)の大規模なシンポジウムを開催し、国際的な研究者のネットワークを構築したこと、MOUを活用した国際交流を進めていることは評価できる。環境対策においては、IPCCなど国際的な枠組みの重要性が増しているため、平成22年に我が国で開催される生物多様性条約COP10への対応など、さらなる国際的貢献を期待する。
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	0.70	A	農業環境のリスクの評価及び管理技術の開発に関しては、カドミウム汚染土壌のファイトレメディエーション技術が開発され、全国規模での現地実証に移行したことは、現場ニーズに応える成果として高く評価できる。自然環境機能の発揮に向けた農業生態系の構造・機能の解明と管理技術の開発に関しては、茶生産と茶草場が生物多様性維持に果たしている役割が解明されたこと、高いアレロパシー活性を有するシス-ケイ皮酸の類縁化合物を発見したこと、生分解性プラスチック分解微生物の実用化に向けた研究が特許出願につながったことなど順調に進展している。また、世界の水田からのメタン発生量が間断灌漑と稲わら管理の改善により、それぞれ410万トン削減可能なことを示すなど、総合的な温暖化緩和策の定量的評価に関しても、順調に研究が進捗している。農業生態系の機能の解明を支える基盤的研究に関しては、全国の農耕地土壌に関する情報をWeb上で閲覧できるシステムを公開するとしており、評価できる。専門研究分野を活かしたその他の社会貢献に関しては、国会の要請に基づく衆議院環境委員会への資料提供、農林水産省地球温暖化対策本部の「農林水産分野における温室効果ガス排出削減・吸収効果等についての試算」への貢献等の取組は評価できる。
2 - 1 試験及び研究並びに調査	0.85 (0.595)	A	(別紙)
2 - 2 研究成果の公表、普及の促進	0.075 (0.0525)	A	広報活動については、つくば市だけでなく、東京でもシンポジウムを開催したこと、多数のプレスリリースを実施したことは評価できる。国民との双方向コミュニケーションについては、研究所見学の際に事前アンケートを行い質問に答えるなど工夫が見られるが、研究に対する国民の理解を得るため、さらなる取組を期待する。普及に移しうる成果、査読論文、インパクトファクター、プレスリリースなどは、順調に成果が出されている。特許に関しては、「温室効果ガスサンプリング装置」など、昆虫フェロモン以外の分野でも新規許諾に至っており、評価できる。引き続き、実施許諾拡大に向けた取組を期待する。
2 - 3 専門分野を活かしたその他の社会貢献	0.075 (0.0525)	A	昆虫及び植物の分析・鑑定依頼や地球温暖化緩和策などに関する技術相談には適宜対応している。土壌調査法研修会、数理統計研修会を開催し、都道府県の農業研究者等の資質向上に寄与していることは評価できる。行政が行う委員会への専門家の派遣については、従来の取組に加え、国会からの要請に基づき、衆議院環境委員会への資料提供を行っている。また、農環研の研究員が参加した農水省の委員会での検討結果は、農林水産省地球温暖化対策本部の「農林水産分野における温室効果ガス排出削減・吸収効果等についての試算」等に反映されており、農環研の研究成果を政策や事業につなげる取組として評価できる。国際機関への専門家派遣も着実に実施されている。

第3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	0.10	A	予算配分に関しては、引き続き、研究課題の重点化点検や研究課題評価の結果に沿って「運営交付金予算配分方針」が決定されており、評価できる。外部資金の獲得については順調に推移している。特許の新規許諾により実施料収入が増加に転じたこと、寄付受け入れ態勢の整備が行われたことは評価できる。受託研究の再委託については、知的財産権出願2件、査読付き論文63本など順調に成果を得ている。人件費、業務経費、一般管理費とも中期計画の目標を達成するペースで削減されている。給与水準は、国と同レベルであるが、非常勤監事の給与の計算方法については、見直しが必要である。保有資産については、維持コスト等を勘案し、老朽化した温室の廃止などの効率的活用に向けた見直しをすすめており、評価できる。契約については、一般競争入札における総合評価方式を適切に導入したことに加え、1者応札・1者応募に係る改善方策の公表、公告期間の延長、入札参加資格や仕様書の見直し等に取り組むとともに、外部有識者を含む契約監視委員会を設置し、契約等の点検・見直しを実施しており、今後の効率的な運営が期待できる。監事監査、監査室監査は適切に行われ、指摘された安全管理についても改善がなされており、評価できる。
第4 短期借入金の限度額	-	-	(該当なし)
第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	-	-	(該当なし)
第6 剰余金の使途	-	-	(該当なし)
第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等	0.10	A	施設及び設備に関する計画、人事に関する計画、情報の公開と保護に関しては、業務は順調に進捗したと判断される。化学物質の管理に関しては、薬品管理のオンラインシステムの導入、使用予定のない薬品の廃棄を進めるなど環境対策・安全管理の推進について改善が図られた。
7 - 1 施設及び設備に関する計画	1/4 (0.025)	A	重要度を増している地球温暖化対策の影響評価や対策研究を推進するため、開放系大気CO2増加(FACE)実験施設を整備したことは評価できる。施設の老朽化対策として、変電施設や消防施設の点検を行い、緊急措置が必要なものについて修繕を終えたものの、引き続き安全管理のために老朽化施設の点検と改修を計画的に進めることを期待する。
7 - 2 人事に関する計画	1/4 (0.025)	A	研究課題重点化点検の結果に沿ってRPの再編を行ったこと、外部の有識者を活用する特任研究員制度を設けたこと、国際共同研究や女性研究者支援などの新たな業務に専門的知識を持つ人材を契約職員として新たに配置したことは評価できる。任期付研究員の採用、公募など、人材確保の取組は進んでいるが、新規採用に対する応募者16名中に女性が1名しかいなかったことから、その原因を分析し、改善策につなげることを期待する。仕事と子育てを両立しやすい雇用環境の整備のために、出産・育児等にかかわる女性研究者の支援研究員の雇用等の取組を開始したことは評価できる。
7 - 3 情報の公開と保護	1/4 (0.025)	A	独法の諸活動に関する情報については、引き続きWebサイトで公開されており、評価できる。情報セキュリティ対策として、所内の個人情報ファイルの確認点検を行ったこと、研究情報システム管理室を新設し、研究情報システムやネットワーク管理を強化したことは評価できる。
7 - 4 環境対策・安全管理の推進	1/4 (0.025)	A	環境負荷軽減に取り組み、電力使用量を3.8%、CO2排出量を6.0%削減していることは評価できる。化学薬品については、薬品管理のオンラインシステムが導入されたこと、使用予定のない薬品の廃棄を進めたことは評価できる。引き続き、安全管理を強化するため、業務体制の整備を進めることを期待する。

* 中項目のウエイトは、上段が大項目内のウエイト、下段の()内が全体を1としたときのウエイト。

* 大項目のウエイトは、全体を1としたときのウエイト。

平成21年度 農業環境技術研究所 評価結果別紙

独立行政法人 農業環境技術研究所

区 分	ウエイト	ランク	評価結果
第2 - 1 試験及び研究並びに調査	-	A	-
A 農業環境のリスクの評価及び管理技術の開発	-	-	-
1) 農業生態系における有害化学物質のリスク管理技術の開発	0.233	S	有機化学物質のリスク評価及びリスク低減技術の開発については、計画を上回るレベルで研究が進捗している。特に、重金属汚染リスクの評価手法及び対策技術の開発については、カドミウム汚染土壌のファイトレメディエーション技術を品種選択から収穫物の処理法まで体系化し、客土等に比べ安価で広範囲に適用できる技術としてとりまとめたことは、高く評価できる。ファイトレメディエーションは世界各国で様々な手法が研究されているが、本技術は全国規模での現地実証に移行するなど、その中で最も実用化に近い技術として、農林水産研究10大トピックスにも選定されている。今後は、国の行うカドミウム汚染対策において、これらの成果が活用されることが期待される。作物のカドミウム吸収機構の解明及びカドミウムとの関連を踏まえたヒ素のリスク研究も進捗している。ディルドリン分解菌、微粉末活性炭タブレットなど応用が期待される成果とともに、農薬の水生生物に対する新たなリスク評価手法を確立するなどレギュラトリーサイエンスに貢献する成果も得られている。
2) 農業生態系における外来植物及び遺伝子組換え生物のリスク管理技術の開発	0.109	A	外来植物の生態系影響評価に関する研究については、順調に進捗している。幾つかの外来植物のリスクを明らかにし、侵略的外来昆虫の防除法、外来天敵昆虫チュウゴクオナガコバチの生態影響評価についても進展があった。今後は、こうした多様な外来生物と在来生物の相互関係についての成果を総括し、外来生物による農業生態系のかく乱と被害の防止にむけ、外来生物に対するリスク管理の全体像を示すことを期待する。 遺伝子組換え生物の生態系影響に関する研究については、モデルを用いた遺伝子組換え作物の生物多様性への影響の解析方法、防風植生やネットを用いた交雑率低減の研究で進展が見られたが、国際的に栽培、流通するGM作物が増えていることも踏まえ、さらに研究の精度を高めつつ、科学的知見の集積と研究成果の行政や民間企業への提供に取り組むことを期待する。
B 自然循環機能の発揮に向けた農業生態系の構造・機能の解明と管理技術の開発	-	-	-
1) 農業生態系の構造・機能の解明と評価	0.148	A	農業生態系を構成する生物群集の動態と生物多様性の解明については、茶生産と茶草場が生物多様性維持に果たしている役割の解明などの成果が得られており、順調に進捗している。国際的に評価の高い雑誌にも多くの論文が掲載されており、10月に名古屋で開催されるCOP10に向けたアピールが期待される。20年度の評価指摘事項である耕作放棄地等の増加による生物多様性への影響予測、一般化線形モデルを基本にしたモデル選択についても対処されている。 農業生態機能の発現に関与する情報化学物質の解明についても、高いアレロパシー活性を有するシス - ケイ皮酸の類縁化合物が発見され、実用化に向けた研究が開始されるなど、着実に業績が上がっている。生分解性プラスチック分解微生物の実用化に向けた研究も特許出願につながるなど順調に進捗している。また、この課題からは、バイオエタノールを生産する固体発酵法が、スピノフ成果として得られており、新たな技術シーズとして期待される。

2) 農業生態系の変動メカニズムの解明と対策技術の開発	0.258	A	<p>地球環境変動が農業生態系に及ぼす影響予測と生産に対するリスク評価に関しては、全国の研究者が活用できるよう、新たな研究ニーズに対応した測定装置やデータベースを開発した。21年の夏季の日照不足に対して、早期に解析を行い研究成果を速報として広く情報提供した点も評価できる。今後は、こうした成果を本課題の目標である気候変動の影響予測と生産リスク評価に資する実用的な技術開発につなげていくことを期待する。</p> <p>温室効果ガス発生抑制、土壌炭素蓄積を含む総合的な温暖化緩和策の定量的評価に関しても、高いレベルの研究が行われている。世界の水田からのメタン発生量を2,560万トンと推計し、間断灌漑と稲わら管理の改善により、それぞれ410万トンのメタンが削減可能であることを示すとともに、亜酸化窒素の削減ポテンシャルについての定量評価を行っている。また、堆肥施用や二毛作による作物残さすき込みによる土壌炭素蓄積効果を全国レベルで推計する等の成果をあげている。引き続き、こうした温暖化緩和策を全国的に実証し、政策貢献につなげていくことを期待する。</p> <p>栄養塩類の流出動態の解明に基づく流域水質汚染リスク評価手法の開発に関しては、硝酸性窒素による地下水汚染の脆弱性評価図が作成され進捗が見られる。今後は、対象地域全体の窒素負荷とその管理についての全体像を明らかにするなど、生産現場への研究成果の還元にむけた取組を期待する。</p>
C 農業生態系の機能の解明を支える基盤的研究			
1) 農業に関わる環境の長期モニタリング	0.110	A	<p>地球温暖化モニタリングに関しては、順調に進捗している。各調査地点で長期観測データが着実に蓄積されるとともに、これまでのデータを活用した解析が行われている。今後は、データベースの公開、観測データの意義や活用方法を国民にわかりやすく示すことが期待される。</p> <p>放射性物質のモニタリング及び微量化学物質の分析法の開発については、順調に進捗している。放射能モニタリングのデータの公表、4カ国共同研究の成果として、平成20年度のPOPsの分析法マニュアルを拡充した水系の有害化学物質の分析マニュアルが完成したことは評価できる。</p>
2) 環境資源の収集・保存・情報化と活用	0.142	A	<p>リモートセンシング・GISの活用手法の開発に関しては、概ね順調に進捗している。新規SAR衛星データをイネ収量評価につなげるための新知見を得ており評価できる。今後は、地球温暖化対策研究や生物多様性研究と連携しつつ、こうした成果を広く活用していくことを期待する。</p> <p>総合的なインベントリーの構築に関しては、順調に推移している。特に、全国の農耕地土壌に関する情報をWeb上で閲覧できるシステムとして構築し、22年4月に公開することとした点は評価できる。平成20年度には遅れが見られた包括的土壌分類試案の策定のための作業は、加速化され中期計画に即した進捗に回復した。今後は農業環境リスク指標の開発に向けて、これらの成果を発展させていくことを期待する。</p>

* ウェイトは中項目2 - 1内のウェイト。

独立行政法人農業環境技術研究所の
各事業年度に係る業務の実績に関する評価基準

平成21年3月6日
農林水産省独立行政法人評価委員会農業技術分科会

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第32条の規定に基づき、独立行政法人農業環境技術研究所（以下「法人」という。）における各事業年度に係る業務の実績に関して行う評価については、以下の基準による。

1 評価単位

評価を行う最小単位（以下、「評価単位」という。）は、原則として、中期計画の中項目とする。

ただし、「第3 予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画」、「第4 短期借入金の限度額」、「第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画」及び「第6 剰余金の使途」については、大項目を評価単位とする。なお、第4、第5及び第6については、実績があった場合に評価を行う。

また、中項目「第2-1 試験及び研究並びに調査」については、大課題（中期目標の最小区分）等を評価単位とする。

評価票及び上記に基づき設定した評価単位を付表1に示す。

2 評価指標

原則として、評価単位ごとに達成度合いを判断するための指標を設定し、これら指標に係る取り組み状況を勘案して評価を行う。指標は付表2に示す。

ただし、試験研究部分（中期計画「第2-1 試験及び研究並びに調査」をいう。以下同じ。）については、指標を定めず、年度計画に掲げられた内容を参考としつつ、中期計画に掲げられた内容に照らして評価を行う。

3 評価ランク

以下の5段階評価を基本とする。なお、評価のランク分けに当たり、Aランク（計画に対して業務が順調に進捗している）以外の評価を下した場合にはその理由を記述する。

- S：計画を大幅に上回る業績が挙げられている
- A：計画に対して業務が順調に進捗している
- B：計画に対して業務の進捗がやや遅れている
- C：計画に対して業務の進捗が遅れている
- D：計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

4 評価手順

評価は以下の手順により行うものとする。

(1) 評価単位における評価

評価単位における評価は、当該評価単位の業務実績、法人による自己評価結果及び前年度の評価での指摘事項への対応状況等を調査・分析しつつ、2の評価指標及び中期計画の内容に照らして評価を行う。

(2) 評価単位の評価結果とウエイトによる上位項目の評価ランク算出

評価単位より上位の項目（大項目等）及び機関の総合評価に当たっては、評価単位におけるすべての評価結果を反映し、かつ項目間における業務の性質の相違を考慮するため、以下のとおり、上位項目の評価ランクを算出し、それを勘案して評価を行う

こととする。

ア 各段階の評価結果を以下の基準により点数化する。

S : 4点 A : 3点 B : 2点 C : 1点 D : 0点

イ 評価単位から大項目までの各段階で項目間のウエイトを設定し、アにおける点数をウエイトに基づき加重平均することにより上位の項目の点数を算出する。ウエイトは各項目における関連する予算額等を考慮して農業技術分科会が設定する。

ウ イで算出した点数を以下によりランク分けする。

点数によるランク分けの基準

3.5以上 : S 2.5以上3.5未満 : A 1.5以上2.5未満 : B
0.5以上1.5未満 : C 0.5未満 : D

(3) 大項目の評価及び総合評価

大項目の評価は、(2)の結果と特筆すべき業績(学術的・社会的インパクトの大きい)等を総合的に勘案して行うとともに、当該評価を下すに至った理由及び所見を記述するものとする。

機関の総合評価は、(2)の結果と研究機関としての使命を踏まえた特筆すべき業績(学術的・社会的インパクトの大きい)等を総合的に勘案して行うとともに、当該評価を下すに至った理由を記述し、併せて必要に応じ、業務内容の改善に関する勧告を記述するものとする。

5 法人による自己評価

(1) 自己評価の実施

法人は、農業技術分科会の評価を受けようとするときは、本基準に定める方法により自己評価を行い、その結果を、業務実績報告とあわせ、農業技術分科会に提出するものとする。

(2) 自己評価の方法

法人は、試験研究部分について、大課題及び中課題(中期計画における最小区分)ごとに自己評価を行うこととする。ただし、農業技術分科会が行う評価に支障がない範囲で、当該年度の研究実績に応じて、効率的に評価を行える区分を設定できるものとする。試験研究部分以外については、原則として1の評価単位ごとに自己評価を行うこととする。

自己評価を行う際は、2の評価指標、3の評価ランクに沿って実施するものとする。

6 その他

本基準は、必要に応じ、農業技術分科会の合意を得て、変更することができるものとする。

平成 年度 農業環境技術研究所業務実績評価票

独立行政法人 農業環境技術研究所

区 分	評価ランク	評価結果
総合評価		
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		
1 - 1 評価・点検の実施と反映		
1 - 2 研究資源の効率的利用及び充実・高度化		
1 - 3 研究支援部門の効率化及び充実・高度化		
1 - 4 産学官連携、協力の促進・強化		
1 - 5 海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化		
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
2 - 1 試験及び研究並びに調査(別紙)		
2 - 2 研究成果の公表、普及の促進		
2 - 3 専門分野を活かしたその他の社会貢献		
第3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画		
第4 短期借入金の限度額		
第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		
第6 剰余金の使途		
第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等		
7 - 1 施設及び設備に関する計画		
7 - 2 人事に関する計画		
7 - 3 情報の公開と保護		
7 - 4 環境対策・安全管理の推進		

(注1) 評価ランク欄に 印があるものは評価を行う最小単位(評価単位)である。

(注2) コメント欄の記述内容は次のとおり

総合評価: 評価ランクの理由、必要に応じ勧告を記述

大項目評価: 評価ランクの理由及び所見を記述

中項目以下の評価: 評価ランクの理由を記述

独立行政法人 農業環境技術研究所

区 分	評価ランク	評価結果
第2 - 1 試験及び研究並び調査		_____
A 農業環境のリスクの評価及び管理技術の開発		_____
1) 農業生態系における有害化学物質のリスク管理技術の開発		
2) 農業生態系における外来生物及び遺伝子組換え生物のリスク管理技術の開発		
B 自然循環機能の発揮に向けた農業生態系の構造・機能の解明と管理技術の開発		_____
1) 農業生態系の構造・機能の解明と評価		
2) 農業生態系の変動メカニズムの解明と対策技術の開発		
C 農業生態系の機能の解明を支える基盤的研究		_____
1) 農業に関わる環境の長期モニタリング		
2) 環境資源の収集・保存・情報化と活用		

独立行政法人農業環境技術研究所の評価基準における指標
(中期計画第1、第2 2～3、第3～第7部分)

中期計画	評価単位ごとの指標 (評価のポイント)	参考(21年度計画)
<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費については、中期目標期間中、毎年度平均で少なくとも前年度比3%の削減を行うほか、業務経費については、中期目標期間中、毎年度平均で少なくとも前年度比1%の削減を行う。</p> <p>また、人件費については、行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、今後5年間において、5%以上の削減(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。</p>	<p>(第3と一括して評価)</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>
<p>1. 評価・点検の実施と反映</p> <p>業務の質の向上と、より一層の効率的な運営を図るため、毎年度、業務の運営状況、研究内容について、自ら評価・点検を行う。その実施に当たっては、外部専門家・有識者の活用等により客観性、信頼性を確保するとともに、効率的な評価・点検体制の整備に努める。</p> <p>研究内容の評価・点検については、生産者、消費者、地域住民及び行政部局等への社会貢献を図る観点から、できるだけ具体的な指標を設定して取り組む。また、研究資源の投入と得られた成果の分析を行う。さらに、主要な研究成果については、研究終了から一定期間経過後の普及・利用状況の把握を行う。</p> <p>評価・点検結果は、独立行政法人評価委員会の評価結果と併せて、基本的考え方や具体的方法を明確化して、的確に業務運営に反映させる。</p>	<p>(指標1-1)</p> <p>ア 効率的な自己評価・点検の体制整備が行われ、客観性、信頼性の高い評価・点検が実施されているか。特に、自己評価・点検を通じて自身が有する問題点の明確化、対応策の検討がなされているか。</p> <p>イ 研究資源の投入と成果の分析が適切に実施されているか。</p> <p>ウ 研究成果の普及・利用状況の把握が適切に行われているか。</p> <p>エ 評価・点検結果の反映方針が明確にされているか。また、実際に反映されているか。</p>	<p>1. 評価・点検の実施と反映</p> <p>(1) 平成21年3月に開催した評議会の評価を踏まえ平成20年度実績にかかる自己評価を決定し、平成20年度業務実績報告書とあわせ6月に独立行政法人評価委員会(農業技術分科会)に提出する。「国の研究開発評価に関する大綱的指針」改定の趣旨を踏まえ、評価項目の改善、国際的ベンチマークの導入等の検討を行い、必要に応じ研究課題評価要領等の改正を行う。</p> <p>平成21年度業務実績評価については、リサーチプロジェクト(RP)ごとに設計検討会、成績検討会を行う。設計検討会では、平成20年度に実施した研究課題の重点化点検の結果及び評議会の評価結果を踏まえた研究計画(工程表)を設定する。平成22年2月までに外部評価委員が参加した課題評価会議を行う。3月に業務全般に関する所内メンバーによる自己評価会議、外部専門家・有識者で構成する評議会を開催し、自己評価案を作成する。</p> <p>行政支出総点検会議における「指摘事項」(平成20年12月1日とりまとめ)を踏まえ、自律的に支出の</p>

研究職員については、業績評価を行い、評価結果を研究資源配分及び処遇に反映する。また、一般職員等については、組織の活性化と実績の向上を図る等の観点から、新たな評価制度を導入する。

オ 研究職員の業績評価が適切に行われているか。また、処遇等への反映に向けた取り組みが行われているか。

カ 一般職員を対象とした評価制度の導入に向けた取り組みが行われているか。

無駄削減に取り組む体制として、所内に無駄削減プロジェクトチームを設置する。本プロジェクトチームにおいては、支出の無駄削減に向けて取り組むべき目標の設定、取組状況の把握・公表その他所内における支出の点検と適正化の推進に努める。

(2) 課題評価会議における小課題の評価は、研究予算や研究エフォート等の研究資源の投入量、「普及に移しうる成果（候補）の数」、「知的財産権の数」、「論文の数」等の定量的指標及びこれらの分析結果を活用して実施する。研究成果の追跡調査については、普及に移しうる成果に加え、それ以外の主要な成果の普及・活用状況の把握方法を検討し実施する。

(3) 平成20年度に実施した研究課題重点化点検の結果を平成21年度当初にRP構成に反映させる。また、小課題強化経費など研究推進費（運営費交付金）の課題採択等に反映させる。課題評価会議の評価結果は翌年度の小課題への運営費交付金配分等に反映させる。評議会の評価結果は翌年度の年度計画等に反映させる。独立行政法人評価委員会の評価結果については9月を目途に反映方針を策定し、業務運営に反映させる。

(4) 研究職員の業績評価については、平成21年度業績評価結果を平成22年度の処遇に反映させるため、関連する規程等の改正を行う。また、平成20年度業績評価を5月未完了を目途として実施する。平成22年3月までに処遇反映を前提とした平成21年度業績評価作業を開始する。研究管理職員の業績評価については、前年度と同様の方法で実施し、処遇に反映させる。一般職員及び技術専門職員の評価制度については、平成20年度に実施した全ての一般職員及び技術専門職員を対象とした試行結果の検証を踏まえ評価マニュアル等の見直しを行い、平成21年度試行を実施し、その結果を踏まえ導入に向けて段階的な検討を行う。

2. 研究資源の効率的利用及び充実・高度化

(1) 研究資金

運営費交付金については、評価結果等に基づき重点的な配分を行い、効率的・効果的な研究の推進を図る。

(指標 1 - 2)

ア 運営費交付金の重点配分、国の委託プロジェクト研究の重点実施が行われているか。

2. 研究資源の効率的利用及び充実・高度化

(1) 研究資金

農政上及び科学技術政策上の重要課題として国から受託するプロジェクト

研究等について重点的に実施する。

中期目標の達成に有効な競争的資金について積極的に応募し、当該資金の獲得に努める等により研究資金の充実を図る。

(2) 研究施設・設備

施設・設備の効率的な維持管理及び有効活用を図るため、共同利用を促進し、環境化学物質分析施設等に関する情報のインターネットによる公開及び配分スペースの見直しや集約化の推進等に努める。

上記を踏まえ、老朽化の現状や研究の重点化方向を考慮の上、計画的な整備に努める。

(3) 組織

中期計画における研究課題の着実な達成のため、「研究領域」や「研究センター」等の研究基本組織を配置するとともに、小課題の進行管理を推進するための研究体制を構築する。また、成果に対する評価結果及び社会・科学技術動向を踏まえ、社会ニーズや政策的要請等に適切に対応するため、機動的かつ柔軟な組織の見直しを行う。さらに、研究所の活動を効率的に運営するための管理体制を整備する。

(4) 職員の資質向上と人材の育成

人材育成プログラムを策定して計画的な人材育成を図る。

研究職員に対し競争的・協調的環境を醸成し、インセンティブを効果的に付与する。また、他の独立行政法人を含む研究機関等の円滑な人材交流を行うとともに、多様な雇用制度を活用し研究職員のキャリアパスを開拓する。

イ 競争的研究資金等の外部資金の獲得に向けた十分な取り組みが行われ、獲得金額が増加しているか。

ウ ミッションの達成に向けた施設・設備の計画的整備が行われているか。

エ 研究施設・設備の共同利用の促進の取り組みが適切に行われているか。

オ 環境化学物質分析施設等に関する情報をインターネット等を介して公開し、利用促進が図られているか。

カ 研究基本組織の配置、小課題の進行管理を推進するための研究体制の構築は行われているか。また、政策的要請や社会的ニーズに対応するための組織の見直しに向けた取り組みが行われているか。

キ 人材育成プログラム及び若手職員の養成プログラムの策定、他機関との人材交流などによる人材育成の取り組みが適切に行われ、その効果がみられるか。

ク 研究職員にインセンティブを付与するための取り組みが行われ、その効果が見られるか。

若手研究職員の育成プログラムを策定し、計画的な人材育成を図るとともに、博士号の取得を奨励し、適切な指導を行う。また、各種制度を積極的に活用して研究職員の在外研究を計画的に実施する。

各種研修制度等を活用し、研究所のミッション遂行に必要な研究マネジメントに優れ、かつ高度な専門的知識を有する研究管理者を育成する。

一般職員及び技術専門職員が高度な専門技術・知識を要する業務を行うために必要な資格や能力を獲得するための研修等を実施する。

3. 研究支援部門の効率化及び充実・高度化

総務部門については、業務内容等の見直しを行い、効率的な実施体制を確保するとともに、事務処理の迅速化、簡素化、文書資料の電子媒体化等により管理事務業務の効率化を図る。

技術専門職の業務については、調査及び研究業務の高度化に対応した高度な専門技術・知識を要する分野に重点化するとともに業務の効率化、充実・強化を図る。

施設・設備、機械等の保守管理については、業務の性格に応じて計画的な外部委託に努める。

研究支援部門全体を見直し、極力アウトソーシングを推進する等により、研究支援部門の要員の合理化に努める。

農林水産省研究ネットワーク等を活用して、研究情報の収集・提供業務の効率化、充実・強化を図るとともに、情報システムの運用により研究所全体の情報共有の促進及び業務の効率化を図る。

ケ 各種研修の実施、資格取得の支援が行われ、その効果が見られるか。

(指標 1 - 3)

ア 総務部門について、管理事務業務の効率化が図られているか。

イ 技術専門職の業務を高度な専門技術・知識を要する分野に重点化するための見直し、アウトソーシング推進に向けた取り組みが行われているか。

ウ 研究情報の収集、情報共有システム等による法人全体での情報共有促進の取り組みは適切に行われているか。

3. 研究支援部門の効率化及び充実・高度化

(1) 「業務効率化推進委員会」において、引き続き総務部門の業務内容の見直しを行い、効率的な実施体制を確保するとともに、事務処理の迅速化、簡素化、文書資料の電子媒体化による情報の伝達、共有等を進め管理事務業務の効率化を図る。

(2) 技術専門職の業務については、遺伝子組換え作物の栽培試験、ピオトープ管理及び環境資源試料の採取等高度な専門技術・知識を要する分野に重点化するとともに、研究領域に対応したグループ制の活用により業務の効率化、充実・強化を図る。

(3) 研究本館・実験棟の施設・設備の運転保守管理、アイソトープ施設等の保守管理業務等については、効率化の観点から引き続き業務を外部委託する。また、精密機器類の保守管理については、引き続き保守契約等の内容の見直しを行い、保守管理費の削減を図る。

(4) 技術支援職の業務については、高度な専門技術・知識を要する分野への重点化を図り、緑地管理等の業務についてはアウトソーシングを進める。また、広報誌の編集について、21年度より外部委託できるように事前検討を行う。

(5) 農林水産省研究ネットワーク(MAFFIN)等のインターネットサービスシステムを活用して研究情報の収集・提供業務の効率化、充実・強化を図るとともに、所内グループウェア及び研究管理データベースシステムによる研究所内の情報共有の推進、運営・管理業務の効率化に努

<p>4. 産学官連携、協力の促進・強化 国公立機関、大学、民間等との共同研究を進めるとともに、研究者の交流を円滑に行うためのシステムの構築を図る。</p> <p>毎年定期的に、関係独立行政法人、行政部局、都道府県等の参加を求めて、研究推進のための会議を開催し、相互の連携・協力の推進を図る。</p> <p>包括的協力協定の締結等により、大学等との連携を強化する。</p> <p>独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が行う多様な専門知識を融合した総合的な研究に必要な応じて協力する。また、独立行政法人国際農林水産業研究センターが実施する国際共同研究に必要な応じて協力する。</p>	<p>(指標 1 - 4)</p> <p>ア 国公立機関、大学、民間等との共同研究、人材交流のためのシステムが構築され、その成果が出ているか。</p> <p>イ 研究推進会議等を開催し、他独法、行政部局、都道府県等との一層の連携強化が図られているか。</p> <p>ウ 大学等と包括的協力協定を締結し、一層の連携強化が図られているか。</p> <p>エ 農業・食品産業技術総合研究機構の総合的研究や国際農林水産業研究センターの国際共同研究との連携は十分に行われているか。</p>	<p>める。</p> <p>4. 産学官連携、協力の促進・強化 (1) 農林水産省所管の独立行政法人とは、「農林水産省所管の農林水産業に関する試験研究を主たる業務とする独立行政法人間で実施する研究協力に関する協約書」に基づき、研究者の交流を含めた円滑な研究協力を推進する。また、その他の独立行政法人、国公立試験研究機関、大学及び民間等とは、諸規程にもとづく技術講習制度や依頼研究員制度を活用した研究者の交流を図るとともに、共同研究契約を締結して、共同研究を積極的に進める。さらに、19年度に整備したインターン制度を活用して、学生に職業体験教育を実施するとともに、学生による農業環境研究の理解を促進する。 (2) 年度末に農業環境技術研究所連携推進会議を開催し、農林水産省所管の独立行政法人、行政部局、公立試験研究機関及びNPO等の参加を求め、情報の交換を図るとともに、連携・協力を積極的に行う。また、農業・林業・水産業の環境に関する研究所（農業環境技術研究所・森林総合研究所・水産総合研究センター）の間で設立した「三所連絡会」を開催し、相互に情報を交換・共有を通じて連携の推進を図る。さらに、農林水産省、環境省、文部科学省及び経済産業省等の環境関係の研究機関で結成している「環境研究機関連絡会」を開催して、相互の連携・協力を推進する。 (3) 東京大学大学院との連携講座及び筑波大学等との連携大学院についての協力協定に基づき教授等を選任するとともに大学院生を受け入れて、教育・研究交流を発展させる。また、教育・研究に関する協定書を結んでいる東京農業大学、東京工業大学及び鯉淵学園に客員教員や客員研究員を派遣するとともに、大学院生や学生を受け入れ、連携を強化する。共同研究覚書（MOU）を締結している豊橋技術科学大学とは引き続き研究協力を推進する。 (4) 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が行う多様な専門知識を融合した総合的な研究に必要な応じて協力する。また、独立行政法人国際農林水産業研究センターが実施する国際共同研究「中国食料の生産と市場の変動に対応する安定供給システムの研究」等に協力する。</p>
<p>5. 海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化 アジア地域における農業環境研究に関するイニシアチブを確保するため、</p>	<p>(指標 1 - 5)</p> <p>ア 国際研究コンソーシアムの構築が行われ、効果が現れている</p>	<p>5. 海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化 (1) 平成18年度に農環研の提唱によって設立した「モンスーンアジア</p>

<p>複数の国・機関が参加する国際研究コンソーシアムの構築を図る。</p> <p>研究資源を有効活用して世界の研究機関・研究者との連携を強化し、共同研究や研究協力等の取組を推進する。</p> <p>国際的に活躍する人材を養成するとともに、諸外国の研究機関から研究者を招へいする等、国際的な人的交流を進める。</p>	<p>か。</p> <p>イ 国際研究機関や研究者との共同研究、連携強化が十分に行われ、その成果が出ているか。</p>	<p>農業環境研究コンソーシアム（The Monsoon Asia Agro-Environmental Research Consortium、略称M A R C O）」の活動を推進するため、M A R C O 参画研究機関から研究者を招へいするなどによって参画機関との連携の強化を図る。また、ホームページを充実させ、参画研究機関の間での情報交換を促進する。</p> <p>(2) 共同研究覚書（MOU）を締結したボン大学、韓国農村振興庁農業科学技術院、中国科学院南京土壤研究所、ニュージーランド・ランドケアリサーチリミテッドとのこれまでの研究協力を発展、継続させる。ワーヘニンゲンUR（Wageningen University and Research Center）等欧米の関係研究機関とは研究協力を推進する。</p> <p>(3) 日本学術振興会やOECD国際共同研究プログラム、及び運営費交付金の研究推進費の在外研究経費等による若手研究者の海外交流制度を活用するとともに、国際会議の企画・立案等の経験により、国際的に活躍する人材を養成する。また、日本学術振興会の「外国人招へい研究者制度」による招へいやM A R C O の活動の一環としての交付金による外国人招へい経費等を活用して、国際的な人的交流を促進する。</p>
<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 試験及び研究並びに調査（略）</p> <p>2. 研究成果の公表、普及の促進 (1) 国民との双方向コミュニケーションの確保 研究所及び研究者が自らの説明責任を明確にし、研究計画、研究所の活動、研究成果が専門家のみならず広く国民にも理解されるよう研究所の広報戦略を策定し、広報活動の見直し・強化を図る。</p> <p>農業環境のリスク評価・管理等については、一般公開・説明会や成果発表会の開催及びインターネットの利用による双方向コミュニケーションを活用した国民との情報の共有化を図る。</p> <p>(2) 成果の利活用の促進 研究成果の中で普及に移しうる成果</p>	<p>(指標 2 - 2)</p> <p>ア 分かりやすい情報提供の観点から広報活動の見直し・強化が図られているか。</p> <p>イ 農業環境のリスク評価・管理等について、国民との双方向コミュニケーションが図られているか。</p> <p>ウ 普及に移しうる成果に関する数値目標達成に向けた進捗はど</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 試験及び研究並びに調査（略）</p> <p>2. 研究成果の公表、普及の促進 (1) 国民との双方向コミュニケーションの確保 (1) 広報情報室を中心に企画戦略室・連携推進室と協力して効果的な広報活動を展開する。研究所の活動や研究成果を国民にわかりやすく伝えるための広報ガイドラインを策定する。ウェブサイトにも研究所の活動や研究課題・成果に関する意見・問合せ用のページを設ける。また、携帯電話での閲覧に配慮したWebページ作成に努める。</p> <p>(2) 第2期中期目標期間に於いて重点的に取り込む農業環境のリスク評価とリスク管理については、一般公開におけるミニ講演会、実演・体験コーナー等の企画、「遺伝子組換え作物圃場試験一般説明会」の開催及びウェブサイトを活用して、双方向のコミュニケーションによる国民との情報の共有化を図る。</p> <p>(2) 成果の利活用の促進 (1) 課題評価会議における外部の有</p>

(成果情報の分類の行政、技術)を外部の評価により、中期目標の期間内に30件以上を選定する。

普及に移しうる成果については追跡調査を行い、効果的な研究推進を図る。

過去の研究成果を含めて、得られた研究成果情報については、研究所のホームページ上で公開し、外部からの検索による利便性の向上を図るとともに、モニタリングや分析手法等についてはマニュアルを作成する。また、各種データベースを始めとしたインベントリー情報の利便性を高め、効果的な提供に努める。

他法人や民間等の高い応用開発能力を活用した共同研究等により、研究成果の利活用を図る。

(3) 成果の公表と広報

研究開発の成果を科学的、技術的知見として広く社会に周知公表し、学界等に大きな波及効果を及ぼすことを目的として成果を発信する。論文については、水準の向上を図りつつ、中期目標の期間内に810報以上の査読論文を公表する。中期目標期間中に全発表論文のインパクトファクター(IF)総合計値500を目指す。

研究開発の成果を積極的に普及するため、報告書のホームページへの掲載等に加え、各種のシンポジウム、講演会、イベントを開催するとともに、外部機関が催すこれらの行事に参加する。

記者発表による最新情報の発信をはじめとするマスメディアを通じた広報、広報誌等の印刷物、インターネット、インベントリー展示館やその他の具体的な展示等の様々な広報手段を活用し、効果的かつ効果的な広報活動を推進する。中期目標期間中に30件以上のプ

うか。また、追跡調査は適切に行われているか。

エ 研究成果に関する情報提供と公開は適切に行われているか。

オ 論文の公表やIFに関する数値目標達成に向けた進捗はどうか。

カ 研究成果に関する情報提供と公開は適切に行われたか。プレスリリースに関する数値目標達成に向けた進捗はどうか。

識者を含む評価委員の評価に基づいて、普及に移しうる成果を年度内に6件以上を選定する。

(2) これまでに公表した普及に移しうる成果については、昨年度に引き続き利用状況等のフォローアップ調査を行い、さらなる普及に努める。

(3) 普及に移しうる成果および主要な成果を「研究成果情報」として刊行するとともに全文をウェブサイトに公開する。農業環境研究の推進や農業環境への理解に有用なデータベースやインベントリー情報をウェブサイト上に公開し、専門家及び国民への積極的な情報提供に努める。

(4) 研究成果の現場への迅速な普及や特許の許諾・実用化を促進するために、他の独立行政法人や公立試験研究機関、民間との共同研究を推進する。また共同研究で外部資金を受け入れることができるように規程を改正する。

(3) 成果の公表と広報

(1) 研究開発の成果を科学的・技術的知見として広く社会に周知公表し、学界等に大きな波及効果を及ぼすことを目的として成果を発信する。論文については、水準の向上を図りつつ、年度内に162報以上の査読論文を公表する。また、引用度の高い英文誌への掲載を目標として年度内に全発表論文のインパクトファクター(IF)総合計値100を目指す。なお、社会的影響が大きいと思われる問題については、慎重に検討する。

(2) 「農業環境研究成果情報」や、「環境報告書」、「農業環境技術研究所報告」等の刊行物について、冊子体を刊行し、PDFファイル形式でウェブサイトに公開する。その他の刊行物については、冊子の目次や概要をウェブサイトに掲載するとともに、内容に応じて全文情報を公開する。また、「NIAES国際シンポジウム」、「農業環境シンポジウム」、「生態系計測研究会」、「有機化学物質研究会」、「農業環境動態研究会」、「土・水研究会」及び「気象環境研究会」等を開催する。さらに、農林水産省が主催する「アグリビジネス創出フェア」、つくばサイエンスアカデミーが主催する「テクノロジー・ショー・ケース・イン・つくば」等の展示イベントに積極的に参加し、研究開発の成果の普及に努める。

(3) 研究所の研究成果をわかりやすくプレスリリースするとともに、ウェブサイトや「食と農の科学館(つくばリサーチギャラリー)」、「農業環境インベントリー展示館」等を活用して広報・啓発活動を進める。また、広報誌「農環研ニュース」、ウェブマ

レスリリースを行う。

国際シンポジウムの開催及び国際的なメディアを通じた情報提供等、国内外に対する研究所の情報発信機能の強化を図る。

(4) 知的財産権等の取得と利活用の促進

知的財産に係る戦略及び体制を強化し、実用的で社会への波及効果の大きい知的財産の創出に努めるとともに、その管理を適正に行い、農林水産大臣が認定した技術移転機関(TLO)の活用等により、有効かつ迅速に社会に移転させるための取組みを推進する。

知的財産権の確保により研究成果の円滑な移転を推進するため、実施許諾等の活用の可能性を十分考慮に入れた上で、中期目標の期間内に25件以上の国内特許を出願し、権利化に努める。また、特許等の知的財産の実用性・有用性を重視し、実施許諾の拡大に努める。

3. 専門分野を活かしたその他の社会貢献

(1) 分析、鑑定

行政、各種団体、大学等の依頼に応じ、研究所が有する高度な専門的知識が必要とされ他の機関では実施が困難な化学物質の分析、昆虫や微生物等の鑑定を実施するとともに、農業環境に係る様々な技術相談に対応する。

(2) 講習、研修等の開催

農業環境に関する講習会や講演会等を開催するとともに、国及び団体等が主催する講習会や研修会等に積極的に協力する。中期目標期間内に10件以上の講習会を開催し、200人以上の受講者を目標とする。

研究所の研究成果の普及による農業環境技術の向上に貢献するため、技術講習等の制度により、国内外の機関からの研修生を積極的に受け入れる。

キ 知的財産に関する情報提供、TLOの活用など知的財産の利用促進の取り組みは適切に行われたか。

ク 特許出願に関する数値目標達成に向けた進捗はどうか。

ケ 実施許諾拡大に向けた取り組みは十分に行われているか。

(指標2-3)

ア 行政等の依頼に応じ、専門知識を必要とする分析・鑑定・技術相談が適切に行われたか。

イ 講習、研修等の開催、国等の講習会への協力、研修生の受け入れ等が積極的に行われたか。講演会等の総受講者数に関する数値目標達成に向けた進捗はどうか。

ガジン「情報：農業と環境」等により、研究所の活動や研究成果を広報する。一般国民向け広報誌の編集を21年度より外部委託するための事前検討を行う。プレスリリースは年に6件以上行う。

(4) 「NIAES国際シンポジウム」等を開催するとともに、MARCO(モンスーンアジア農業環境研究コンソーシアム)、APASD(アジア・太平洋外来生物データベース)等、インターネットを利用した国際的な情報発信機能を強化する。英語版ウェブサイト内に研究所の重点研究課題の目的や成果を紹介するページを作成し、国際的な情報発信に努める。

(4) 知的財産権等の取得と利活用の促進

(1) 18年度に策定した知的財産権基本方針に基づき、研究成果の実用化の可能性や市場性など内容を客観的に判断して、質の高い知的財産の創出を組織ごとに目標を定めて推進する。また、研究成果の権利化、ライセンス先のマーケティング及び契約締結等の技術移転業務についてはAFFTISアイビー等外部TLOを活用する。一方、一定期間実施許諾や問い合わせのない特許については更新の見直し等を行い、知的財産の適正な管理を行う。

(2) 研究成果を知的財産権として確保し、産業界に円滑に移転・事業化させるため、実施許諾等の活用の可能性等の特許調査を十分実施した上で、年度内に5件以上の国内特許を出願し、権利化に努める。また、AFFTISアイビー等TLOの活用や各種イベント、フェアでの知的財産の情報提供により、特許の実施許諾の拡大に努める。

3. 専門分野を活かしたその他の社会貢献

(1) 分析、鑑定

行政、各種団体、大学、民間等の依頼に応じ、高度な専門的知識が必要とされ、他の機関では実施が困難な化学物質の分析や昆虫や微生物等の同定・分類等の鑑定を実施する。この際、必要に応じて所要の対価を徴収する。

(2) 講習、研修等の開催

(1) 国や団体等が主催する研修へ研究職員を講師として派遣するとともに、研究所で土壌調査法に関する研修会等を年度内に2件以上開催し、40人以上の受講者を目標とする。

(2) 技術講習制度及び依頼研究員制度によって、独立行政法人、国公立試験研究機関、大学及び民間等から講習生や研究員を受け入れ、また、

<p>(3) 行政との連携 我が国を代表する農業環境に関する基礎的・基盤的研究を担う機関として、リスク評価・管理等に関する調査・研究の成果を基に、農林水産省等における環境関連政策の立案・実施に対して積極的に貢献する。このため、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に基づく農業環境汚染等への緊急対応を含めて、随時、行政等への技術情報の提供を行うとともに、行政が主催する委員会等へ専門家の派遣を行う。また、行政等への技術情報の提供のための情報交換会を開催する。行政等からの要請による委員会（国の要請、公共団体等の受託による。）への参加件数（委員会数）について中期目標期間内に500件以上を目指す。</p> <p>(4) 国際機関、学会等への協力 我が国を代表する農業環境研究に係わる研究機関として、国際機関や内外の学会の役員や委員に専門家を派遣して、その運営に協力するとともに、情報の発信と収集を図る。特に、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）、IGBP（地球圏・生物圏国際協同研究計画）等が開催する国際会議に積極的に職員を派遣する。</p>	<p>ウ 行政が行う委員会への専門家の派遣、情報交換会の開催が積極的に行われているか。行政等の委員会への参加に関する数値目標達成に向けた進捗はどうか。</p> <p>エ IPCC（気候変動に関する政府間パネル）、IGBP（地球圏・生物圏国際協同研究計画）等への職員派遣など国際機関等への協力が適切に行われているか。</p>	<p>海外から短期及び長期JICA研修生等を受け入れることによって、研究成果の普及を図る。科学技術振興機構が主催する「サイエンスキャンプ」に協力し、高校生等に農業環境にかかわる実習や実験を指導する。</p> <p>(3) 行政との連携 消費・安全局及び農村振興局等行政部局との情報交換会を行うとともに、農業環境研究連携推進会議においても行政部局との意見交換を行い、連携・協力を推進する。また、POPs（残留性有機汚染物質）等緊急対応が求められている問題については、行政部局との連携を緊密にしていく。さらに、行政等からの要請による委員会（国の要請、公共団体等の受託による。）への参加件数（委員会数）について年度内に100件以上を目指す。</p> <p>(4) 国際機関、学会等への協力 農業環境研究に係るiLEAPS、IPCC、OECD等の国際機関、国際学会及び国内の学会の役員や委員に職員を積極的に派遣し、その運営に協力する。また、OECD等の国際機関が開催する専門家会議に要請に基づいて積極的に職員を派遣する。</p>
<p>第3 予算(人件費の見積りを含む。) 収支計画及び資金計画</p> <p>1. 予算 平成18年度～平成22年度予算</p> <p>[人件費の見積り] 期間中総額 7,910 百万円を支出する。 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。</p> <p>2. 収支計画 平成18年度～平成22年度収支計画</p> <p>3. 資金計画 平成18年度～平成22年度資金計画</p>	<p>(指標3)</p> <p>ア 法人経営に係る具体的方針が明確にされているか。また、方針どおりに実行され、改善効果が現れているか。</p> <p>イ 法人予算全体の人件費（業績評価を勘案した役員報酬を含む）業務経費、一般管理費等法人運営における予算配分の方針について、重点配分方針を打ち出すなど明確にされているか。</p> <p>ウ 競争的研究資金等の外部資金の獲得に向けた十分な取り組みが行われ、獲得金額が増加しているか。 【指標1-2のイと同じ】</p> <p>エ 法人における知的財産権等実施料収入等自己収入増加に向けた取り組みが行われ、その効果が現れているか。</p> <p>オ 法人における運営費交付金及び受託収入の外部委託費の内訳</p>	<p>第3 予算(人件費の見積りを含む。) 収支計画及び資金計画</p> <p>1. 予算 2. 収支計画 3. 資金計画</p>

	<p>と委託に係る成果、外部委託に係る考え方が明記されているか。</p> <p>カ 利益剰余金についてその財源ごとに発生要因を明確にし、適切に処理されているか。目的積立金の申請状況と申請していない場合は、その理由が明確にされているか。</p> <p>キ 人件費削減目標の達成に向けた具体的な取り組みが行われているか。その実績等から目標達成の見通しはどうか。</p> <p>ク 法人の給与水準は適切か。国の水準を上回っている場合、その理由が明確にされているか。</p> <p>ケ 法人における業務経費、一般管理費の削減に向けた取り組みが行われ、その効果が現れているか。</p> <p>コ 保有資産の見直しについて、減損会計による経理事務が適切に行われているか。</p> <p>サ 官民競争入札等の活用について、検討が適切に行われているか。</p> <p>シ 一般競争入札等の範囲拡大や契約の見直し、契約に係る情報公開は適切に行われているか。</p> <p>ス 特定関連会社、関連公益法人等に対する個々の委託の妥当性、出資の必要性が明確にされているか。</p> <p>セ 法人におけるコンプライアンス体制の整備状況（倫理行動規程の策定、第三者を入れた倫理委員会等の設置、監事による内部統制についての評価の実施、研究上の不正に関する適切な対応など）が明確にされているか。</p> <p>ソ 会計検査院、政独委等からの指摘に適切に対応しているか。（他の評価指標の内容を除く）</p>	
<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>中期目標の期間中の各年度の短期借入金は、4億円を限度とする。 想定される理由：運営費交付金の受入れの遅延</p>	<p>(指標4)</p> <p>短期借入を行った場合、その理由、金額、返済計画等が適切か。</p>	
<p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保</p>	<p>(指標5)</p>	

<p>に供しようとするときは、その計画なし</p>		
<p>第6 剰余金の使途</p> <p>研究成果の普及に係る発表会等の追加実施や研究業務の充実・加速に必要な研究機器等の更新・購入等に使用する。</p>	<p>(指標6)</p> <p>剰余金が適正な使途に活用されているか。また、それにより成果が出ているか。</p>	
<p>第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等</p> <p>1. 施設及び設備に関する計画</p> <p>業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設、設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備改修等を計画的に行う。</p> <p>平成18年度～平成22年度施設、設備に関する計画</p>	<p>(指標7-1)</p> <p>ミッションの達成に向けた施設・設備の計画的整備が行われているか。</p> <p>【指標1-2のウと同じ】</p>	<p>第4 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等</p> <p>1. 施設及び設備に関する計画</p> <p>研究本館や機械棟に設置され、受変電設備操作電源としている直流電源設備は、耐用年数を超過、急な電圧変動等により変電所の操作に影響を及ぼす危険性があるため、更新する。</p> <p>電力関連設備改修(直流電源設備) : 55百万円</p>
<p>2. 人事に関する計画</p> <p>(1) 人員計画</p> <p>方針</p> <p>効率的・効果的な業務の推進が図られるように研究管理支援部門の組織体制を見直し、適切な職員の配置を行う。また、研究分野の重点化や研究課題を着実に推進するための組織体制を整備し、職員を重点的に配置する。</p> <p>人員に係る指標</p> <p>期末の常勤職員数は、期初職員相当数を上回らないものとする。 (参考: 期初の常勤職員相当数193名、期末の常勤職員数の見込み183名)</p> <p>(2) 人材の確保</p> <p>研究所の研究推進に必要な優秀な人材を集めるため、研究職員の採用は広く公募によることとし、任期制を積極的に活用するとともに、採用方法の多様化を図る。</p> <p>女性研究者の採用に関しては、応募者に占める女性割合と、採用者に占める女性割合とでかい離が生じないよう努める。</p> <p>広く人材を求めるため、研究担当幹部職について公募方式の適切な活用を進める。</p> <p>次世代育成支援行動計画に基づき、仕事と子育てを両立しやすい雇用環境の整備に努める。</p>	<p>(指標7-2)</p> <p>ア 法人内の役割分担の見直し、組織再編・人員配置が適切に行われているか。</p> <p>イ 期末の常勤職員数が、期初職員相当数を上回っていないか。</p> <p>ウ 任期付雇用、公募等を活用し、長期的視点に立った人材確保の取り組みを行っているか。</p> <p>エ 女性研究者の応募に占める割合と採用に占める割合でかい離が生じていないか。</p> <p>オ 仕事と子育てを両立しやすい雇用環境の整備に向けた取り組みが行われているか。</p>	<p>2. 人事に関する計画</p> <p>(1) 人員計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>研究支援業務においては、室・グループ制移行に伴う柔軟な業務分担による効率化を進めるとともに、企画戦略室、連携推進室、広報情報室の連携強化を引き続き図る。また、研究課題の重点化の検討結果を受け、必要に応じて研究課題の推進体制の見直しを行う。</p> <p>(2) 人員に係る指標</p> <p>平成20年度の常勤職員数は、中期目標期間の期初を上回らないものとする。</p> <p>(2) 人材の確保</p> <p>(1) 必要な人材を確保するため、平成20年度採用計画を策定する。それに基づき研究職員の採用は公募によることとし、テニユア審査を希望することができる任期制を積極的に活用する。</p> <p>(2) 女性研究者の採用に関しては、応募者に占める女性割合と、採用者に占める女性割合とでかい離が生じないよう努める。また、ウェブサイトにおいて女性応募者向けの情報提供を行うことにより、応募者数の拡大を図る。</p> <p>(3) 研究担当幹部職員の採用については、広く有能な人材を求めるため、公募制の適正な活用を図る。</p> <p>(4) 次世代育成支援行動計画に基づき、仕事と子育てを両立しやすい職場環境の整備を図る。また、19年度に入会した産業総合技術研究所ダイバーシティサポートオフィスからの、男女共同参画に向けた取組に</p>

<p>3. 情報の公開と保護 研究所の諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、保有する情報提供業務の充実を図るとともに、適正かつ迅速な開示請求への対応を行う。</p> <p>個人の権利、利益を保護するため、研究所における個人情報の適正な取扱いをより一層推進する。</p>	<p>(指標 7 - 3) ア 社会への説明責任の観点から、情報提供の充実の取り組みが行われているか。また、開示請求に適切に対応しているか。 イ 個人情報の取扱いは適切になされているか。</p>	<p>関する情報を職員に提供する。</p> <p>3. 情報の公開と保護 (1) 情報公開を的確に行うため、情報公開窓口を通して情報の開示請求があったものについては、「法人文書開示決定等審査委員会」の審議を経て適正かつ迅速な対応を行う。 (2) 個人情報の保護については、関係法令及び平成 18 年度に定めたコンプライアンス推進規程等の個人情報保護に関する諸規程等に基づき適正な取扱いをする。また、「農業環境技術研究所ネットワークにおける情報セキュリティ対策基準」に基づき、個人情報漏えい事故等の防止に努める。</p>
<p>4. 環境対策・安全管理の推進 環境負荷の削減の観点から施設整備や維持管理に取り組むとともに、資源・エネルギー利用の節約、廃棄物の減量化とリユース及びリサイクルの徹底、化学物質の管理の強化等を推進し、これらの措置状況について環境報告書として公表する。</p> <p>職員への教育の徹底等により、放射性同位元素、遺伝子組換え生物等の法令に基づく適正な管理を行う。</p> <p>事故及び災害を未然に防止するため、関係委員会による点検、管理及び施設整備等に取り組むとともに、教育・訓練を実施する。</p>	<p>(指標 7 - 4) ア 資源・エネルギー利用の節約、廃棄物の減量化とリユース及びリサイクルの徹底など環境負荷軽減の取り組みを積極的に行っているか。 イ 放射性同位元素、遺伝子組換え生物、化学物質等の管理が適正に行われているか。 ウ 職場環境の点検・巡視等の安全対策が適切に行われているか。</p>	<p>4. 環境対策・安全管理の推進 (1) 環境配慮及び安全管理の基本的考え方を明確にした「環境憲章」の理念や行動指針に基づいた研究所の事業活動に係る環境配慮などの状況を環境報告書で公表する。また、「環境・安全委員会(環境保全推進部会)」等の提言や「環境マスタープラン」に基づいて、設備機器類の省電力・省エネルギー型への改修や導入、水資源の節減やコピー用紙等紙資源の削減対策を実施する。一方、管理運営に伴うエネルギー使用量の把握、解析についても引き続き行い、エネルギー使用量等の内容を職員に周知する。さらに、廃棄物の抑制と物品等のリユース及びリサイクル並びに適正な処分に努めるとともに、化学物質の保管の状況等を把握して安全管理の徹底に取り組む。 (2) 放射性同位元素については、取扱者を対象に「放射線障害防止のための教育・訓練」を実施するとともに、適正な管理に努める。また、遺伝子組換え生物等の使用については、関連法令の遵守を定めた研究所諸規程に従うとともに、「組換え生物第二種使用安全管理委員会」等の安全管理委員会で審査・承認されたもの限り実施させる。さらに毒物・劇物や危険物等の化学物質の取扱いについては、法令の遵守事項について職員への周知徹底を図る。 (3) 「安全衛生委員会」による職場巡視に基づいた適切な対応、及び「共用施設・機器等の利用、安全衛生各種事務手続きマニュアル」に基づいた安全衛生と緊急連絡体制等の周知徹底を引き続き実施する。さらに、化学物質の保管状況等を一元的に把握できるシステムの導入を検討し、安全管理の徹底に取り組む。また、職員等に対して P R T R 事業者研修会、消防訓練、救命講習等の防災意識向上、安全管理に必要な教育・訓</p>

	練等を行うことにより、事故や災害への未然防止に役立てる。
--	------------------------------